

令和5年6月14日

技術基準検討会概要

1. 日 時：令和5年6月14日（水）15：00～16：00
2. 場 所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室（WEB併用）
3. 議 事：車内の防犯関係設備の充実について
4. 概 要：

■ 「車内防犯カメラの設置についての対応方針（案）」及び「非常通報装置の機能向上について」について説明された。

■ これらの説明内容について意見交換を行い、事務局から示した案のとおり了承された。

（委員から出された主な意見）

①「車内防犯カメラの設置についての対応方針（案）」

【鉄道運輸規程等に規定する方向性】

- ・ 鉄道運輸規程に定めることは評価する。

【設置義務化の対象範囲等の公開】

- ・ 一般論としては、セキュリティに関する事柄は詳細を公開しない。対象範囲の公開にあたっては、関係者でコンセンサスを得ることが必要である。
- ・ 各事業者が自発的にカメラ設置を続けているので、設置対象に該当しないからといって、一切カメラが付いていないということにはならない。
- ・ 設置対象が特定されないのであれば、対象範囲の公開は問題ないとする。
- ・ 具体的なカメラの仕様は、セキュリティの観点から公開する必要が無いとする。
- ・ 経過措置の考え方は公開で良いとする。

【防犯カメラ撮影中の表示】

- ・ 防犯カメラを設置した際は、旅客に対して録画していることを示す必要があるのか。
- ・ 当社の例だが、個人情報保護の観点から表示した方が良いとのアドバイスを受けたほか、抑止効果を高める観点から表示している。
- ・ 車内防犯カメラの撮影目的は明らかであるので、法的には表示義務はないかもしれないが表示が望ましいとされている。また、危害行為の抑止効果という観点では撮影中という表示がある方が効果的。
- ・ プライバシーの観点から撮影中と表示するのが良い。諸外国では表示されている。

【その他】

- ・ 費用負担については、収入原価算定要領の見直しにおいて検討されているものと認識。
- ・ 制度が整った後も、今後の社会情勢の変化を踏まえ、必要により見直していくべき。

②「非常通報装置の機能向上について」

- ・特になし